

【新規格付け】

HC・リーストラスト

シリーズ13 日立キャピタル リース料債権信託受益権および特定借入：AAA

格付投資情報センター(R&I)は、上記の格付けを公表しました。

【案件の概要】

日立キャピタルおよび積水リース（日立キャピタルの連結子会社）のリース料債権を実質的な裏付け資産とした優先受益権および特定借入に格付けを付与したものである。2002年9月26日付けの包括信託契約による13回目の調達である。

【格付け対象】

名称	HC・リーストラスト シリーズ13 コントロールドアモチ優先受益権 シリーズ13 パススルー優先受益権 シリーズ13 特定借入
金額	シリーズ13 コントロールドアモチ優先受益権 14,400百万円 シリーズ13 パススルー優先受益権 900百万円 シリーズ13 特定借入 11,700百万円
受託者 サービス バックアップ・サービス	みずほ信託銀行 日立キャピタル、積水リース みずほ信託銀行（日立キャピタルの短期格付けがa-2以下となった場合または格付けを取り下げた場合に選定）
追加信託日	2005年3月31日
信託契約の期間満了日	2012年3月30日
償還方法	コントロールドアモチ優先受益権および特定借入： 月次のコントロールド・アモチゼーション パススルー優先受益権：月次パススルー
裏付け資産	個別信託契約に基づき設定された、日立キャピタルおよび積水リースのリース料債権を裏付け資産とした信託受益権
信用補完	超過担保
流動性補完	現金準備
スワップカウンターパーティー	みずほコーポレート銀行
格付け	AAA
備考	格付けは、信託契約の期間満了日までに優先受益権および特定借入の元本が全額支払われ、期日どおりに配当および利払いされる可能性を評価している。

【案件の仕組み】

1. 2005年3月15日付で日立キャピタル、積水リース、みずほ信託はリース料債権の売買及び信託に関する基本契約書を締結した。当該契約に基づき、日立キャピタルは積水リースからリース料債権（積水リース分）を購入、個別信託の受託者としてのみずほ信託に積水リース分を信託譲渡し、引き換えに信託受益権（原受益権）を受領した。積水リース分を積水リースから購入する際、および個別信託に信託譲渡する際には、債権譲渡特例法に基づく登記により第三者対抗要件を具備している。
2. 日立キャピタルは、個別信託契約に基づき、個別信託の受託者としてのみずほ信託に対して2004年12月、2005年1月、2005年2月にリース料債権（日立キャピタル分）を信託し、引き換えに原受益権を受領した。個別信託へのリース料債権の譲渡に際し、債権譲渡特例法に基づく登記により第三者対抗要件を具備している。
3. 日立キャピタルは、包括信託契約に基づき、包括信託の受託者としてのみずほ信託に対して2005年3月31日に原受益権および金銭を追加信託し、引き換えにシリーズ13コントロールドアモチ優先受益権、シリーズ13パススルー優先受益権、シリーズ13特定借入対応優先受益権、劣後受益権を受領する。包括信託への原受益権の譲渡に際し、個別信託の受託者の確定日付ある証書による承諾により、債務者および第三者対抗要件を具備している。
4. 包括信託の受託者としてのみずほ信託は、信託財産を責任財産としてスワップカウンターパーティーと金利スワップ契約を締結する。
5. 日立キャピタルはシリーズ13コントロールドアモチ優先受益権とシリーズ13パススルー優先受益権を投資家に譲渡する。包括信託は信託財産を責任財産としてシリーズ13特定借入を借入れ、当該特定借入の代わり金を、シリーズ13特定借入対応優先受益権の償還金として日立キャピタルに引き渡す。
6. 日立キャピタルおよび積水リースはサービサーとしてリース料債権の回収を代行する。積水リースは、積水リース分の回収金を毎月末日の2営業日前に日立キャピタルに引き渡す。日立キャピタルは積水リースから受領した回収金および日立キャピタル分の回収金を毎月末日の前営業日に個別信託に引き渡す。個別信託は当該回収金を原資に原受益権の配当や元本を支払う。包括信託は、2005年4月以降、原受益権に関連して受領した資金を原資として、今回新規に設定したシリーズ13および既存シリーズの優先受益権と特定借入の配当や利息、元本を支払う。また、今回新規に約定した金利スワップ契約と既存の金利スワップ契約に基づき、スワップカウンターパーティーに必要な金額を支払い、スワップカウンターパーティーから一定金額を受領する。
7. 包括信託はシリーズ13の優先受益権や特定借入の配当・利息・元本を、信託財産からのキャッシュフローを原資として、既存シリーズの優先受益権や特定借入とウォーターフォール上、同順位で支払う。なお、本件シリーズを設定しても、既存シリーズの優先受益権や特定借入の格付け（AAA）に変更はない。
8. 日立キャピタルは、今回と同様の仕組みによる資金調達を定期的実施する予定である。

【格付け理由】

1. 超過担保による十分な信用補完がある

本件シリーズ13に関連する原受益権の追加信託後の3月末における優先受益権および特定借入の残高は約1697億円、原受益権残高は約1962億円である。今回新規に包括信託に追加信託した原受益権および既存の原受益権の裏付け資産となっているリース料債権の予定キャッシュフローをもとに、日立キャピタルおよび積水リースのヒストリカルデータから得た数値にストレスをかけてキャッシュフロー分析をし、必要な劣後水準を算出した。なお、積水リース分の債務者が積水化学工業や積水ハウスの関連会社に集中していることを必要劣後算出時に考慮している。

2. 現金準備による十分な流動性補完がある

サービサー交代時には、債務者からの回収金の信託への引渡しが一時的に滞る可能性がある。当該事態が発生した場合に必要な優先受益権や特定借入の配当や利息およびストラクチャー維持に必要な費

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター S F本部** 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

用などを、期初より現金で準備している。

3. 債権の真正譲渡について

積水リースがリース料債権を日立キャピタルに譲渡するに際し、前述のとおり、法的に有効な第三者対抗要件を具備している。積水リースはリース料債権売買契約に定められた一定の場合を除き、リース料債権を買い取る権利や買い戻す義務を持たない。積水リースから日立キャピタルへの債権譲渡は真正な譲渡であると考えている。

日立キャピタルがリース料債権を個別信託に信託譲渡するに際し、前述のとおり、法的に有効な第三者対抗要件を具備している。日立キャピタルは信託譲渡するリース料債権について、サービサーとしての権限および義務を持つことを除いて、一切の権限および支配権を持たない。また、個別信託契約に定められた一定の場合を除き、リース料債権を買い取る権利や買い戻す義務を持たない。以上から、個別信託へのリース料債権の譲渡は真正な譲渡であると考えている。

4. 包括信託の回収状況は良好である

包括信託における日立キャピタル分の貸倒発生率は低い水準で安定して推移している。

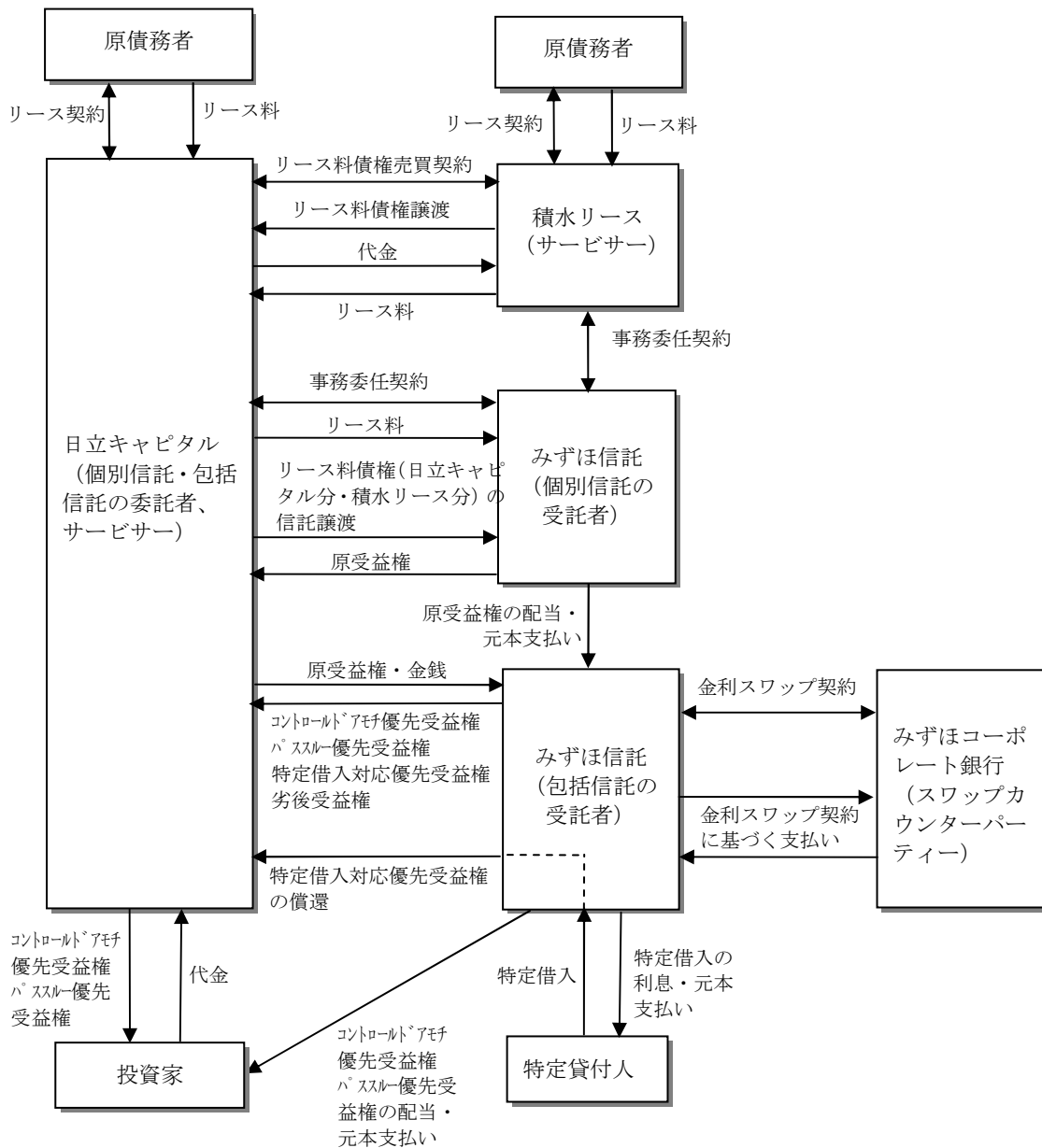
【日立キャピタルの概要】

日立製作所の連結子会社。日立グループのなかで、金融サービス事業の中心的存在。2004年3月期の単体の売上高は約777億円、総資産は約1.9兆円、資本金は約95億円。2005年3月31日現在、R&Iは発行体格付けAA-、短期格付けa-1+の格付けを付与している。

【積水リースの概要】

積水リースは1979年に設立されたリース会社である。2005年3月31日現在、積水リースの株式の90%を日立キャピタル、10%を積水化学工業が保有している。

【スキーム図】



●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** SF本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。